

国営土地改良事業に係る 調査計画制度	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------------------	--------	--------------------

趣　　旨

国営土地改良事業を行うために必要な、その地域の課題把握、現況の土地・水利用状況の把握、施設計画、事業費概定、経済効果の算定、環境との調和に配慮した調査計画の策定、更には受益農家への事業概要説明など、さまざまな調査計画業務、関係者との調整業務を行う。

また、土地改良事業により造成された施設が、造成後もその機能を継続的に発揮するためには適切な維持管理を行なうことが重要であり、造成施設の主たる管理者である土地改良区や県・市町村などに対し維持管理に必要な情報提供や連絡調整など（事業のフォローアップ）を行う。

主な調査計画制度

○広域農業基盤整備管理調査（国費：100%）

地域の農地、農業水利、農村環境等の農業基盤情報の収集・分析・提供を行い、農業振興上の課題を整理するとともに、国営完了地区においては、水利用・排水状況、水管理、施設管理、農業状況等の現状把握を行う。これらの調査成果を基に事業の必要性の検討、水管理方法の変更、営農改善方策の対応を検討するとともに、完了地区においては、事業実施後の事業効果について評価する。

○広域基盤整備計画調査（国費：100%）

食料供給の中核的役割を担う大規模かつ優良な広域の農業地域（広域農業地域）を適切に維持、存続させるため、国が基幹的農業水利施設を計画的、機動的かつ、長寿命化に配慮し、整備更新するための広域基盤整備計画を策定する。

○地域整備方向検討調査（国費：100%）

用水計画の見直しや新規の水源開発及び中山間地域の振興、多面的機能の維持・保全を図る国又は独立行政法人緑資源機構が行う事業の実現性の高い地域において、国営等事業の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、事業計画の案を作成するために行う調査に先立ち地域の課題及び整備構想の概略を検討する。

○地区調査（国費：100%）

国営土地改良に事業の実施が見込まれる地区において現状把握を行い、技術的・経済的妥当性を検討のうえ事業計画を策定する。

○全体実施設計（国費：当該国営土地改良事業実施要綱負担割合による）

地区調査が行われた地区において、工事計画に係る設計を行い、事業着手後に事業費が著しく変動しない精度の事業費算定を行う。